

令和7年度

白馬村第6次総合計画・総合戦略策定支援業務
仕様書

令和7年5月

長野県白馬村

1. 業務の目的

白馬村は、3,000m級の北アルプスに抱かれ、登山やスキーのフィールドとして圧倒的な資源を有していることに加え、山岳景観と田園風景・農村文化が相まって、国内外から多くの来訪客が訪れる国際観光地である。また、国内外からの移住者も多く、多様なコミュニティが形成されている。

白馬村第5次総合計画において、「白馬の豊かさとは何か - 多様であることから交流し学びあい成長する村」という基本理念を定め、社会変化の影響を受けやすく、これまでも多くの変化に対応してきた地域だからこそ、一人ひとりが主体的に行動するだけでなく、「多様性」から「学びあう」ことを意識し、様々な分野で「白馬の豊かさ」を問い続けながら成長していくことを掲げ、各種施策を展開してきた。

第5次総合計画の計画期間は令和7年度末までであり、今後のまちづくりの指針となる第6次総合計画・総合戦略を策定する時期を迎えている。計画策定にあたっては、現在の地域課題を把握した上で、住民参画の機会を設けながら、10年後の白馬村の理想の姿とその実現に必要な各施策を検討していく必要がある。

本業務は、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を得るために公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、民意を反映する形で新たな総合計画・総合戦略を策定するとともに、その内容を住民や事業者に的確かつ確実に伝えることを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 現状分析と未来予測

各種統計調査及び令和6年度に実施したアンケート調査等を基に、人口や産業、経済等の現況や特徴を分析するとともに、将来像を予測する。

(2) 村民との対話の機会（ワークショップ等）の企画・運営支援

多様な村民の意見を収集・把握するとともに、地域の課題や将来像について対話し、当事者意識を持ってもらうことを目的として、ワークショップ等を開催する。（内容・回数等は提案に基づき契約後に協議の上で決定する）

(3) 無作為抽出による「村民会議」の企画・運営支援

計画審議会の公募委員応募者やワークショップ参加者は固定化されやすいことから、村民を無作為に抽出し、年齢・性別・出身地・居住地域等のバランスも考慮して「村民会議」を設置し、今後のまちづくりの方向性を話し合う。

(4) 基本構想の素案検討

地域の現状や課題、アンケート調査結果、ワークショップ・村民会議の協議内容等を踏まえ、白馬村が目指す姿（将来像）について言語化し、基本方針の素案

を作成する。

(5) 基本計画の作成支援

基本構想を基に作成する前期基本計画について、各事業の方向性や内容、目標設定等に関する助言を行う。

(6) 基本構想及び基本計画の周知・広報

基本構想及び前期基本計画について、村民や事業者等に広く周知するために、詳細を記した正本版と手に取って読みたくなる概要版を印刷製本するとともに、その内容や進捗状況等をパソコンやスマートフォン等で閲覧できる特設サイトを作成する。

3. 成果品

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

※規格・ページ数は現時点での予定であり提案・協議により変更となる場合がある。

(1) 白馬村第6次総合計画・総合戦略（正本版）

A4版 約100ページ 300部

(2) 白馬村第6次総合計画・総合戦略（概要版）

A5版 約16ページ 4,000部

(3) 上記電子データ 1式

(4) 白馬村まちづくり特設サイト 1式

白馬村行政公式ホームページ内に開設（データ納品）

- ・文字データについては、委託者が提出する電子媒体を使用すること。
- ・委託者から提出する文章及び図表等を適切に組み直して配置すること。
- ・文中のグラフについては、読者にとって理解しやすい図式に努めること。
- ・レイアウトに配慮しながら適宜写真やイラスト等を挿入し、読みやすくなるよう努めること。（写真については必要に応じて委託者から提供する）
- ・環境に配慮した用紙やインキ等を利用すること。

4. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。

- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。
また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 本業務完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、以下の資料を参照すること。
ア. 白馬村第5次総合計画
イ. しあわせ信州創造プラン3.0~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~
ウ. 白馬村の各種行政計画
エ. その他、必要と認められる資料
- (5) 本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。